

障害福祉サービス事業者への改善命令について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第49条第4項の規定に基づき、次のように指定障がい福祉サービス事業者に是正等の措置を講じることを命じるとともに、同条第5項の規定に基づき、当該命令について公示します。

【対象事業者および事業所】

指定障害福祉サービス事業所 設置者の名称	有限会社サン電子
主たる事務所の所在地	愛媛県西条市飯岡戻川3972番地1
代表者の氏名	竹久保 洋子
事業所の名称	マーカバの輪ヘルパーズ
所在地	愛媛県西条市下島山甲1223番地1
事業所番号	3810600738
サービスの種類	居宅介護、重度訪問介護、同行援護

【命令日および改善期限】

命令年月日	令和7年12月11日
改善措置期限年月日	令和8年1月13日

【命令事項】

- 全利用者分の個別支援計画を適切に作成するとともに、利用者及び当該利用者の同居家族の確認を受けたうえで、利用者及び当該利用者の相談支援専門員に交付すること。そのうえで、作成した個別支援計画に基づき、サービス提供を行うこと。
【愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年愛媛県条例第16号 以下「基準条例」という。)第4条】
【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号 以下「基準省令」という。)第26条、第39条第4項】
【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号 以下「解釈通知」という。)第三の3(16)】
- 身体拘束廃止未実施減算適用分の報酬返還について、自主点検結果報告書等の必要書類を提出するとともに、速やかに返還手続きを行うこと。
【基準条例第4条】
【基準省令第39条第4項】

命 令 内 容 (つづき)

- 報酬請求をサービス等利用計画に位置付けられた時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の居宅介護等の実施に要する標準的な時間で行うよう認識を改め、改善すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第19条、第30条第1項】
【解釈通知第三の3 (9)】
- 管理者及びサービス提供責任者の職務に関する認識を改め、指定基準に基づき、その職責を果たすこと。
【基準条例第4条】
【基準省令第26条、第30条】
【解釈通知第三の3 (16)、(19)】
- 勤務表を作成し、従業者の勤務の体制に関して事業所で一元的に管理すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第33条第1項】
【解釈通知第三の3 (22)】
- サービス提供記録には実際のサービス提供時間を記録するとともに、サービス提供の都度、その内容を記録し、利用者等から確認を受けるようにすること。
【基準条例第4条】
【基準省令第19条、第42条第2項】
【解釈通知第三の3 (9)、(33)】
- サービス等利用計画やアセスメント等、個別支援計画の作成及びサービス提供をする上で必要な書類について、適切に作成・保管すること。
【基準条例第4条】
【基準省令第26条、第42条第2項】
【解釈通知第三の3 (16)、(33)】